

議案第314号

大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例案

大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「とき」を「とき及び同年4月1日から同日以後1年を経過する日までの間で市長が定める日までの期間について有料臨港道路の指定管理者を指定しようとするとき」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年11月 19 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

有料臨港道路の指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市港湾施設条例 (抄)

附 則

1 - 2 省 略

3 市長は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間について有料臨港道路の指定管理者を指定しようとするとき**及び同年4月1日から同日以後1年を経過する日までの間で市長が定める日までの期間について有料臨港道路の指定管理者を指定しようとするときは**、第21条の規定にかかわらず、有料臨港道路の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

4 省 略